

令和2年度

社会福祉法人村上市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

少子・高齢化の進行や働き方など生活様式の多様化に伴い、地域社会や家庭の様相は変化しています。長引く経済不安や雇用環境の厳しさにより孤立死や自殺、引きこもりなどの社会的孤立の問題、生活困窮や貧困の連鎖による子どもの問題、虐待や悪質商法を含む権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化しています。

また、昨年 of 当地域での地震災害を含め、近年頻発かつ大規模な災害発生において、お互いに支え合うコミュニティ力の重要性が改めて求められ、平時からの取り組みがより一層必要とされています。

村上市社会福祉協議会では、村上市に暮らす全員が安心して笑顔で暮らせるよう福祉によるまちづくりをさらに推進し、住民が主体的に地域課題を把握し、解決していくしくみづくりや多機関協働による総合的支援体制づくりに向けた「地域共生社会」実現のための諸事業を展開していきます。さらに「村上市地域福祉活動計画」を中核的機関として確実に推進していきます。

また、深刻な人材不足・経営の悪化を抱える介護事業所においては、行政とも連携し効果的・効率的な運営を図るとともに、地域のセーフティネットとしての役割を担いながら良質かつ安定したサービス提供に努めます。

《基本方針要点》

- (1) 個人・地域における総合相談・生活支援体制を強化し、多様なニーズに沿った包括的・継続的な支援に取り組む。
- (2) 住民同士のつながり、行政・民間組織との連携を深め「福祉でまちづくり」の実現に向けた取り組みを推進する。
- (3) 良質かつ安定した総合福祉サービスが継続できるよう、効果的・効率的な組織運営に取り組む。

II 重点取組事業・事業実施計画

《総務課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <p>・「地域福祉の推進」を命題に、多様な課題解決に向けて理事会・評議員会及び業務推進会議等が柱となって社会福祉協議会の基礎整備を図ります。</p>
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 組織の充実・強化 業務改善、組織連携により「経営改善に資するための提言書」に基づき経営改善を図る。</p> <p>(2) 財政基盤の強化 ① 会費減少の原因分析を行い、対策に取り組む。 ② 社協事業の周知を強化し、会員数の増加に努める。</p> <p>(3) 人材育成 ① 人事考課の実施、研修計画等に基づいた職員研修を行い、職員の人材育成を図る。 ② 職員一人ひとりが経営に参画する意識を持たせる。</p> <p>(4) 災害時の事業継続に向けた取組の検討 法人全体の事業継続計画について協議を実施するとともに、災害時の市民サービスの維持を図る。</p>

2. 事業実施計画

(1) 組織の充実・強化	
事業等	目標及び取り組み
① 業務改善・各課との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・業務推進会議や各種役職者会議・専門職会議で業務の見直しを検討し、各課と連携して業務改善に取り組む。 ・課と支所との連携強化のため、課支所担当者連絡会議を開催する。
② 理事会・評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守を前提とした適正な組織運営を実施する。
③ 職員のモチベーションアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に伴い、職員のモチベーションアップにつながる処遇改善を実施する。 ・適正な人事管理および福利厚生を行い、働きやすい職場環境を目指す。
④ 会計事務	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の会計士指導の下、新会計基準に則した適正な会計処理を継続する。
⑤ マイクロバス管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの安全な運行管理に努める。
⑥ ゆり花会館の指定管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業として指定管理を受けている「福祉センターゆり花会館」事業について、住民の福祉と健康増進を目的とし、サービスの向上と経費節減に努めた管理運営を継続するとともに、利用者の増加に取り組む。

⑦ 苦情解決	・苦情等について、受付・再発防止のために講じた解決策等を記録し広報等で市民に周知する。
(2) 人材育成（4課共通）	
職員研修・人事考課	・研修計画に沿った研修、内部研修、専門研修への参加及び人事考課を実施し、職員の質の向上を図る。 ・研修等により職員一人ひとりが経営に参画する意識を持たせる。
(3) 財政基盤の強化	
事業等	目標及び取り組み
① 会費増の取組み	・会費減少の原因を分析し、その対策に取り組む。 ・社協事業の周知を行い、理解と協力を求め、個人会員の安定的確保を図る。 ・当会ホームページへのバナー広告や広報誌への活動掲載など企業等にとってのメリットを示し、賛助会員の拡大に努める。
② 公費助成	・社協が進める地域福祉活動は行政との連携のもと地域に密着した公共性の高いものであることから、行政とより密接な協議を行い安定した公費助成の確保に努める。
③ 基金の運用	・法令遵守の下、安全かつ効果的な運用を図る。
(4) 広報啓発事業の充実	
事業等	目標及び取り組み
① 広報誌「社協むらかみ」の発行およびホームページの充実	・社協事業の周知や会費、寄付金等の募集・使途について、分かりやすく発信することに努める。 ・情報の鮮度を維持するためホームページの更新頻度を上げるよう努め、情報ツールとしての役割を高めていく。
② ふれ愛フェスティバル（村上地域社会福祉大会および福祉まつり）の開催	・多くの市民に参加してもらえるフェスティバルを開催する。また、他団体との交流を図る機会として取り組む。
(5) 災害時の事業継続に向けた取組（4課共通）	
事業等	目標及び取り組み
事業継続計画（BCP）についての内部協議	・BCPについて、事業所を含めた各課担当者が協議を進め、災害時のサービス維持を図る。【新規】
(6) 「経営改善に資するための提言書」の推進（4課共通）	
事業等	目標及び取り組み
「経営改善に資するための提言書」の推進	・各課が連携して、「経営改善に資するための提言書」の着実な実行を目指す。 ・「経営改善に資するための提言書」の進捗状況について検証する。

《地域福祉課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが安心して暮らすことができるまち」を目指して、地域での支え合いが広がるよう、多様な関係機関と連携し住民主体の包括的な体制作りを進めます。 ・経営改善事項、地域福祉活動計画に沿った業務を遂行します。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 住民相互の支え合い活動の推進 地域での支え合いが広がるように、暮らし支えあい事業「ささえあい村上」の拡充のため「ささえあい村上」協力会員養成講座を開催する。</p> <p>(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実 生きづらさを抱えた人たちの拠り所となる居場所の開催回数を増やすなど支援の充実を図る。</p> <p>(3) 「地域福祉活動計画」の推進</p> <p>① 計画の実現に向け、定めた目標を遂行していく。</p> <p>② 計画の検証を行い、次期策定に備える。</p>

2. 事業実施計画

(1) 住民相互の支えあい活動の推進	
事業等	目標及び取り組み
① 暮らし支えあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用会員の「日常生活のちょっとした困りごと」に、協力会員が手助けを実施する。 ・協力会員増強のため養成講座を開催する。 ・事業対象外の内容でも、セーフティネットの観点から課を超えて検討し、支援が行える体制をつくり対応していく。
② 地域の茶の間推進・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の地域の茶の間の設立や活動継続に関する相談、支援、研修会を実施する。 ・地域包括ケアシステムにおける介護予防・生活支援の拠点となる場づくり、運営を支援する。
③ 地域福祉会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川地区において結成されている団体や活動を継続し、地域包括ケアシステムにおける一つの地域資源となるよう支援する。
(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実	
① 配食サービス事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認を兼ねて栄養バランスのとれた弁当を配達することで一人暮らし高齢者等の在宅生活が継続できるよう支援することを目的に、神林地区で実施する。
② 一人暮らし等高齢者昼食会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川・神林・朝日・山北地区において地域の実情にあった魅力的な内容を企画し実施する。

③ おせち料理の配食事業	<ul style="list-style-type: none"> ・お正月の雰囲気と季節感を味わってもらうことや、配食訪問時の安否確認などを目的に実施する。 ・共同募金配分額の実績に応じた事業内容について検討し実施する。
④ 移送サービス事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日地区において、ミニハンディキャブ友の会の運営とともに実施し、安定した事業にしていくため、運転ボランティアの確保に努める。
⑤ ほのぼのお便り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川・神林地区では小学校の協力を得て実施し、朝日地区ではボランティア団体の協力を得て実施する。
⑥ 雪下ろし費用助成事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員等への周知に努め、適正な助成を実施する。
⑦ 生きづらさを抱える人への支援事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりをはじめとする社会的孤立で、生きづらさを抱えた人の拠り所となる居場所として当会事業として実施してきたが、今年度から「地域共生社会」構築のための市の委託事業として、月 2 回の開設から週 2 回（原則）に拡充して実施する。【拡充】
⑧ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ者の利便に資するために、手話・要約筆記奉仕員を派遣する。 ・奉仕員を確保するため、ボランティアセンターと共催で手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座を開催する。
⑨ 視覚障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による広報誌等録音活動を行う「声のボランティア村上」、点字活動を実施する「村上点字サークル」の活動を支援する。
⑩ 車椅子貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各支所で車椅子の貸出しを行い、通院や社会参加等外出の支援をする。 ・貸出事業について周知する。
⑪ 福祉車両貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応の車両を貸出し、通院や社会参加等外出の支援をする。 ・地区によって利用に偏りがあるため、広く周知し利用につなげる。
⑫ 理美容サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者に対して、在宅の要介護者が健やかに過ごせるようにするために、理美容料金の一部を助成する。
(3) ボランティアセンターの機能充実	
事業等	目標及び取り組み
① ボランティアセンターの機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する総合窓口であることの周知や、ボランティア活動希望者・ボランティア受入団体等の状況がわかる情報提供を行うとともに、活動の活性化、新たなボランティアの確保を図る。
② ボランティアの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアについての視点を広く持ち、ボランティア受入機関を拡充する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に継続して意欲的に取組んでもらえるようボランティア受入機関と連携する。
③ 各種ボランティア講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・手話・要約筆記奉仕員養成講座など福祉専門分野に特化した講座を開催する。 ・ボランティア活動を始めるきっかけとなる講座を企画し新たな人材の確保を図る。
④ ボランティアポイント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市と協働で事業に取り組むことで、市内のボランティアの活性化、社会参加・社会貢献の市民の意識の向上を図る。
⑤ ボランティア保険の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・安心してボランティア活動できるよう、ボランティア保険の加入について周知し、加入受付事務を行う。
(4) 福祉教育・人材育成事業	
事業等	目標及び取り組み
① 福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子体験や高齢者疑似体験、当事者の講話等福祉に関する学習支援を実施する。小中高校へのPRに努め、要請に応じていく。
② 福祉協力校等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉協力校の自主的な事業を継続的に支援する。
(5) 福祉団体等支援事業	
事業等	目標及び取り組み
① 共同募金運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・助成団体を通じて共同募金運動への理解が進むよう、広報・啓発を図る。
② 日赤奉仕団活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え各奉仕団と連携し活動を支援する。
③ 敬老会事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・村上地区の敬老会の市補助金事務を行う。
④ 各種団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局を担う団体については、事務を掌握し自主的な活動が継続できるよう支援していく。その他の団体については、活動等について適切なアドバイスをを行い、必要に応じて事業等の見直し検討を提案していく。
(6) 「地域福祉活動計画」の推進（4課共通）	
事業等	目標及び取り組み
「地域福祉活動計画」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度までの3か年計画として策定した「地域福祉活動計画」の目標を着実に遂行していく。 ・計画の検証を行い、次期策定に向けて評価体制を検討する。
(7) 災害に備えた体制づくり（4課共通）	
事業等	目標及び取り組み
災害に備えた体制づくりのための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを生かした災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、危機管理意識の醸成を図る。

《生活支援課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して相談支援や権利を擁護するための支援体制の充実を目指します。 ・地域福祉活動計画並びに経営改善計画の課題解決方針に沿って、積極的に取り組んでいきます。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業の充実</p> <p>① 家計管理が不十分な生活困窮者の生活を安定させるため、「経営改善」に沿った「金銭等預かりサービス」の拡充を図る。</p> <p>② 「小口資金貸付規程」の見直しを行い、家計改善の支援の充実を図る。</p> <p>(2) 権利擁護活動の推進</p> <p>① 「市民後見人養成講座」を開催し、市と連携して市民後見人の養成に取り組む。</p> <p>② 日常生活自立支援事業の利用をスムーズに行えるよう、安定した生活支援員数を確保する。</p>

2. 事業実施計画

(1) 困りごとを気軽に相談できる体制の構築	
事業等	目標及び取り組み
① 心配ごと相談所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修に積極的に参加し、相談員等の資質向上を図る。 ・開催日の市報掲載による周知を行うとともに、広報誌、ホームページを利用して事業活動等の発信をする。
② 資金貸付事業 (生活福祉資金貸付事業) (小口資金貸付事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・償還完了までの「返済計画」を立て世帯の「家計管理」と「生活設計」に対する意識を持ってもらうよう支援する。 ・恒常的に収入が不足している世帯については、生活困窮者自立支援事業へつなげるよう支援する。 ・「小口資金貸付規程」を見直し、利用者支援の充実を図る。 <p>【拡充】</p>
(2) 生活困窮者自立支援事業の充実	
事業等	目標及び取り組み
① 自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・フットワークの軽い相談支援に努め、緊急支援が必要な時に即時対応を行う。 ・本人の強みを見つけ、新しい一歩を踏み出せるよう本人に寄り添った支援を実施する。 ・世帯の状況に柔軟に対応し、世帯の自立促進を後押しするよう支援する。
② 家計改善支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・収入内で生活ができるよう、家計収支のバランスを整えられるよう支援する。 ・相談者の諸問題について、各機関との連絡調整を図るなどし、

	<p>相談者自身が計画的に行えるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理困難な利用者の金銭等及び書類の管理などの支援の拡充を図る。
③ 就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関して抱えている課題を受け止め、本人に寄り添った支援を実施する。 生活リズムの改善、コミュニケーション能力の向上の訓練など外出機会を増やす支援を実施する。 就職活動に向けた一般常識や知識の習得を支援する。
④ 子どもの学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に、学習習慣の形成と基礎学力の向上を目指し、訪問型の学習支援を実施する。 学校や支援機関との連携を深める。
(3) 権利擁護活動の推進	
事業等	目標及び取り組み
① 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の更なる判断能力低下がみられる場合は、必要に応じて成年後見制度につなげる支援について検討する。 生活支援員への研修及び生活支援員の確保に努める。
② 法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会を開催し、他に適切な後見人等が得られない方の受任をする。 利用者が自分のことを自分で決められる意思決定ができるように支援する。 利用者の財産を守り、安定した生活が送れるよう支援する。
③ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携して、「市民後見人養成講座」を開講する。【新規】 行政と連携して、「市民後見人」が安心して活動できるような支援体制の整備を検討する。

《介護事業課》

1. 目標・重点取組事業

☆目 標

- ・介護保険事業所において円滑な業務を遂行していくために、人材の確保と育成を図りながら、安定した経営に努めます。
- ・地域に密着した事業所運営に努めます。
- ・住み慣れた我が家で自分らしく暮らし続けることができ、また、本人が望む生活を送ることができるように支援していきます。
- ・経営改善の検討報告の取り組みを実施します。

◎重点取組事業

(1) 介護保険事業所の安定した運営の確立

- ① 関係機関・全事業所間との連携を図り、新規利用者の確保に努める。
- ② 経営改善の検討報告を踏まえ、次の取り組みを実施する。
 - ・居宅介護支援事業所の統合に向けて取り組む。
 - ・ヘルパーステーションさんぼくについては、サテライト事業所（出張所）に向けて取り組む。
 - ・デイサービスセンターゆり花荘については、地域密着型施設への移行を模索するなど経営の安定に努める。
 - ・デイサービスセンター瀬波すみれ荘については、改修等について市と協議を進める。
(指定管理期間：R4.3.31迄)
- ③ 職員の人員配置基準について検討し、事業所運営の効率化を図る。
- ④ 経費（燃料費など）の節減が図れる取組みを検討実施する。
- ⑤ 社協運営におけるデイサービスの利用者負担の公平化のため、食費（実費徴収）の統一化について検討する。
- ⑥ 訪問入浴における同業他社との料金差額（特別地域加算）の不公平感を是正するため、バスタオルやシーツの無料交換制度の周知のほか他のサービスの導入について検討する。

(2) 在宅生活の継続のための支援

利用者を中心としたサービス提供に努め、地域や他業種との連携を強化し、チームとして協働したサービス提供に努める。

2. 事業実施計画

(1) 介護保険事業所の安定した運営の確立

事業等	目標及び取り組み
居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none">・地域の行政、病院などの担当者に、当事業所の情報提供を随時行うなど連携を図り、新規利用者拡大を図る。・居宅介護支援事業所の統合に向けて取り組む。【新規】・事業所経費の節減に取り組む。・特定事業所加算Ⅱの取得、特別地域加算の対象となる地域

	への移転を目指す取り組みを行う。
訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族やケアマネとより連携を深め、利用者サービスの向上に努めるとともに、利用増につなげる。 ・居宅介護支援事業所に情報提供を行うなど連携を図り、新規利用者拡大を図る。 ・ヘルパーステーションさんぽくについては県・市と協議しながら、サテライト事業所（出張所）に向けて取り組む。 <p>【新規】</p>
訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所へ PR 活動をしながら営業区域を広げ、利用者確保に取り組む。 ・事業パンフレットを作成し、病院、施設、事業所等を訪問しながら事業の周知を図る。 ・同業他社との料金差額（特別地域加算）の不公平感を是正するため、バスタオルやシーツの無料交換制度の周知のほか他のサービスの導入について検討する。 <p>【新規】</p>
通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種加算については、加算の継続及び新規加算の検討を行い、収入増を図る。 ・デイサービスセンターゆり花荘については、地域密着型施設への移行の模索と職員数の見直しなどにより経営の安定に努める。 ・デイサービスセンター瀬波すみれ荘については、改修等今後の方向について市と協議を継続する。（指定管理期間：R4.3.31迄） ・健全経営のため、職員兼務の可能性や複合型経営について検討する。 ・職員数の配置基準を検討し、適正な職員数の配置を実施し、経営改善を図る。 ・社協運営におけるデイサービスの利用者負担の公平化のため、食費（実費徴収）の統一化について検討する。 <p>【新規】</p>
(2) 人材確保	
事業等	目標及び取り組み
居宅介護支援事業・訪問介護事業 訪問入浴事業・通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を確保できるよう、働きやすい職場環境づくりを行い、離職防止に努める。 ・ハローワークや社協むらかみやホームページ等を活用し、職員の確保に努める。
(3) 経費節減への取組	
事業等	目標及び取り組み
居宅介護支援事業・訪問介護事業 訪問入浴事業・通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの自覚を促しながら、コスト縮減への取り組みを進める。

(3) 在宅生活の継続のための支援	
事業等	目標及び取り組み
居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、家族、関係する機関等との信頼関係の構築に努め、適切な一連のケアマネジメントを実施する。 ・地域の課題や求められている現状を把握し、区長や民生委員、行政との連携に努める。
訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問時、心身の状態や体調の観察を徹底し、在宅での生活が継続できるように支援する。 ・利用者本位のもと、その地域とも連携し最適なサービス提供に努める。
訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安心した在宅生活が継続出来るよう、利用者の身体状況に添ったサービス提供を行う。 ・利用者や家族の不安の解消や安楽な介護方法の提案等を行い在宅介護の負担軽減を図っていく。
通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の意向を踏まえ、通所介護計画書に添ったサービスを提供し、在宅での生活が継続できるように支援する。